

平成 30 年度 第 1 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 30 年 10 月 19 日 (金)

ところ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

平成 30 年度 第 1 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 30 年 10 月 19 日、平成 30 年度 第 1 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 30 年 10 月 19 日 (金) 10 時 00 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

岡絵理子委員 田中栄治委員 和田真理子委員 井本季伸委員

細見隆秀委員 田渕清彦委員 植田貴史委員 安井博幸委員

小畠政行委員 吉田知代委員 徳永知一委員

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市長職務代理者 篠山市副市長 平野 斉

まちづくり部長 横山 実

まちづくり部地域計画課長 田村隆章

まちづくり部地域計画課都市政策係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 武元由美

農都創造部農都政策課長 岸野良広

3. 会 議

1. 開会（10時00分）、及び2. 委嘱状交付

事務局

平成29年11月30日をもって委員の任期満了により、委員の改選となり、委員委嘱状を市長職務代理者平野副市長より交付する。

3. 市長職務代理者あいさつ

平野副市長

= 平野副市長あいさつ =

（平野副市長は他の公務のため退席）

事務局

委員・事務局紹介、委員出欠状況の確認、委員16名のうち11名の出席があり、篠山市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に掲げる委員の2分の1以上の出席により本審議会が成立していることの確認、報告を行う。

4. 会長選出

事務局

会長選任方法について委員に諮ったところ事務局一任であったため、篠山市都市計画審議会条例第4条第1項、篠山市都市計画審議会議事運営規則第4条第3項の規定により委員のうちから互選し、指名推薦の方法を用い岡絵理子委員を会長に指名し、委員に諮ったところ異議なしとのことにより、岡委員を会長に決定する。

5. 会長あいさつ

会長

= 岡会長あいさつ =

事務局

以降、篠山市都市計画審議会議事運営規則第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進行する。

本審議会の公開及び傍聴希望者がいない旨事務局より報告する。

6. 職務代理者の指名

議長(会長)

篠山市都市計画審議会条例第4条第3項により、職務代理者として田中栄治委員を指名し、委員に諮ったところ異議なしとのことにより田中委員を職務代理者と決定する。

7. 議事録署名人の指名

議長(会長)

篠山市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、議事録に署名押印する委員として細見隆秀委員及び徳永知一委員を指名する。

8. 審議事項について説明

事務局

＝事務局より審議事項について説明（資料1）＝

議長(会長)

事務局から説明が終わりました。質疑はありますか。

委員

篠山市都市計画マスタープランは10年間の計画であるが、それについて現在計画年次の間接位となっているが、中間見直しのことは都市計画審議会においてやることであると考えているが、会長はどのようにお考えであるか。

議長(会長)

マスタープランについて中間的報告、中間見直しの予定があるかどうか事務局にお聞きします。

事務局

都市計画マスタープランについては、平成26年7月に策定しております。

計画期間が10年ということで市全体の構想と地域別構想に分かれた都市の将来のあり方についての方策を示しているというものになります。実現化方策（マスタープラン113頁）のところでは10年の中で計画を示していくということを列記しています。（1）土地利用に関する条例の運用、（2）地区核づくりを支援する制度・支援体制作り、（3）集落で

の里づくり計画策定の推進、(4)都市計画道路の見直し(一部実施済み)、
(5)都市施設の事業化と計画的な維持・管理といったものを進めながら、進捗を行っていくという考え方で現在進めています。

見直しについて、中間年次ということではこの計画書には列記しておりませんが、計画の中で示されているような都市施設、計画案、内容等については随時審議会に諮っていくこととさせていただいております。

議長(会長)

大きな変化があったり大きく土地が動いたりすることで都市計画マスタープランを見直したり点検を行うといったことが起こりますが、特にそういった動きが今はないということでしょうか。

事務局

そういうことです。個々の事業化方策においてはすすめておりますが、このプランに関しての計画の中では最終年次を目途に検証を行うこととなっております。

委員

事務方の考えもわからなくはないが、実際問題として10年ぐらい前から計画されている道が全く塩漬け状態となっているとか、計画決定がされているのに延長上に子育て関連の施設が昨年開園するなど、整合性がおかしいと感じることがあります。この審議会ですっかりそういうことを議題にのせていただきたいと思います。

事務局

一部都市施設はありますが、都市計画道路の見直しについては平成27年度に実施をしております。市内に何カ所か計画道路はありますが、先ずは大きなものからということで平成27年度末に篠山北線が市内の幹線道路網が整備されたことで、その役割を求められなくなったため廃止を行った経過があります。

議長(会長)

全国的に都市計画道路や都市公園など、今までなかなか動かなかったものを見直していこうかという動きもあるということです。

委員

具体的には大沢味間南線が計画されていて、計画では「廃止も含めて検討する」となっています（85 頁）。その中の延長上に保育施設がありこども園を建設するにあたって都市計画道路の延長上ということで計画が廃止になったが、一方でそこに子育て支援施設が去年オープンしています。「都市計画決定の廃止も含めて検討する」となっているところで、廃止になっていない状況の場所で施設をオープンするということに対して、どういう整合性があるのか。きちんとした説明を誰からも受けられない状態です。だからこの審議会でそのあたりをきちんと議論して見直すべきところは見直す、廃止するところは廃止するというをさせていただいた上で、やっていくというのがよいのではないかと。10 年先の計画を作りましたで、終わりではなく、やはりその間の状況の変化に応じて随時見直しをしていく。計画が終わるまでこのままで行くのではなく、途中で不整合が出ればやはり臨機応変に対応するというを審議会でやっていただきたいと感じます。

議長(会長)

都市計画ですので、基本的には決めたからにはあまりゆるぎないようになっています。都市計画は長期的な計画ですので、状況に合わせて逐一変えていくという筋が通らないことです。

9. 審議事項

議長(会長)

これより議事に入ります。本日の議事は1件でございます。冒頭に説明がありましたが、本日の審議事項として議案第1号「篠山市都市計画市場の変更（廃止）について」お手元に議案書をお配りしていますのでご確認ください。

本案件は、篠山地方卸売市場の閉鎖を受けた、都市計画法第21条の規定による都市計画決定の変更の御審議をお願いするものでございます。この件については、本日の審議をもって意見のとりまとめを行いたいと思います。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

＝事務局より議案第1号「篠山市都市計画市場の変更（廃止）について」

事務局 (資料 2) 説明＝

議長(会長) 事務局からの説明が終わりました。
只今から本件の審議を進めます。
ご意見ご質問をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 所有権は篠山市でしょうか。
面積が約 4,000 m²とありますが 3 筆の地積を伺いたいと思います。

事務局 所有権については、篠山魚市場であり篠山市ではありません。
都市計画の面積が、4,000 m²となっております。

委員 都市計画施設の指定が約 4,000 m²ということですか。

事務局 実測とは異なっています。4,000 m²というのは都市計画決定上の面積
ということで、計画書の面積であり、現状とは相違があることを申し添
えます。

委員 都市計画施設の指定をされている市場が廃止になったから用途を変更
するために都市計画市場を廃止するということですか。もしくは、次の
利用目的があるから、都市計画市場を廃止するのか、そのあたりはどの
ように考えればよいか。

事務局 10 月 1 日から県の総合庁舎を借り受けて市場を民間の団体が開設され
ています。この計画については、現状の 3 月 31 日をもって廃止をされて
いるという事実を受けた都市計画の変更ということで、廃止となった市
場についていつまでも用途の制限をかけておくということに対して、支
障があるので解除をしていくというものです。

委員 都市計画決定の廃止後は、廃止したことによってどういう利用であれ

ば可能なのかという利用制約はありますか。

事務局

都市計画の用途制限ということで、都市計画施設として市場という利用しかできないというのが敷地及び建物に対して課されている制限です。現存している建物を市場としてまた利用するのであれば廃止する必要はありません。現実、市場を取り巻く環境や新しく市場を開設されたこと等を受け、市場に対して制限をかけ続けておくというのが今後の土地利用に著しく支障をきたすということとなっています。

都市計画決定の廃止後の制限については、用途指定のない未線引の都市計画区域となります。制限を解除されて以降は他用途の建物として使用することができます。

議長(会長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

質疑なし

質疑がないようですので、これで打ち切りたいと思います。

それでは、これにより議案第1号「篠山市都市計画市場の変更（廃止）について」採決に入りたいと思います。

委員の皆様にご審議いただきました、議案第1号「篠山市都市計画市場の変更（廃止）について」は、原案のとおり、ご賛同いただく委員の挙手をお願いします。

全員挙手

ありがとうございました。出席者全員の挙手をいただきましたので、議案第1号は可決いたしました。

10. その他

議長(会長)

以上、本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。何かご質問はございませんか。

委員

折角の機会なので、都市計画マスタープランの見直し等もう少し本質的なところを議論する機会を設けていただけないでしょうか。

議長(会長)

今回は審議会という性格上のこともありますので、なかなか他のこととお話しするという機会は作れないというのが事実です。

他何かございませんでしょうか。

委員

「丹波篠山卸売市場」が新たに県の施設で開設されています。また今後移転するかもしれないが、そうすると移転先が確定したら都市計画として指定される可能性はありますか。

事務局

都市計画という観点からの市場の設置については、建築基準法 51 条の法令の中で記述があります。市場の都市計画の位置を決定するには原則として、規模に規定があります。篠山市においては、非線引都市計画区域ですのでその区域内においては、建物面積 500 m²以上の市場を設置する場合においては都市計画決定を行う必要がありますので、設置されるということがあれば都市計画の観点から市場として決定をしていくという手続きが必要であると考えています。

議長(会長)

他何かございませんでしょうか。

質疑がないようですので、これで打ち切らせていただきます。

これもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局

11. 閉会

= まちづくり部長あいさつ =

閉会（10：50）